



ハグパイプター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

所長
コラム

胃ガン治療経過報告

昨年春頃から不肖私の胃に違和感があり、内科主治医から胃カメラ検査を勧められて診断を受けたところ胃潰瘍とのことでその治療を受ける事になりました。約2ヵ月後の再検査では胃潰瘍は全快していたのですが、その跡に胃ガンが発病しているのが判って、直ちに胃全摘出の手術を受ける事になり、丁度1年前の7月末に国立療養センターに入院して闘病に入る経験をいたしました。

大病の経験がなくて初めての入院経験として少し経過をお話させていただきます。胃の全摘に当たっては、開腹手術ではなく内視鏡による摘出手術であり、前提として体内脂肪を減らすダイエット入院約4週間（減量8kg）のあと、6時間余りの全身麻酔による摘出手術が無事終了し、あとは胃袋の無い術後生活が始まりました。

胃が無いので、従来果たしてくれていた食物の噛み砕き作業を上下歯で、より入念にしないと食道から直結した直腸への通過障害が起きて、いわゆるダンピング症状（前期・後期）が生じ、ずいぶん悩まされることになったのですが、それに慣れるには普通食のメニューと食事に要する時間に苦労しました。

そうこうするうち、1年経過の本年7月初めになり、よく噛んでいる筈の食物が通らなくなり嘔吐症状が起きた為（病名：吻合部狭窄）、再び入院を余儀なくされ、食道から食べる食事を閉ざして（断食）点滴により食道を休めるという療法に切り替えて、2週間安静と副食（おも湯～全粥）までの入院を余儀なくされるという再体験を繰り返して、やっと正常に向かいつつある現状です。

担当医師の説明では、切り取った胃の上下をつないだ部分に何らかのズレがあって食道が狭くなり、放置すれば嘔吐物が逆流して肺に入れば肺炎を起こすのを防ぐためという即断即決の措置であったそうで、我慢せず専門家に症状を訴えたのが良かったのだそうです。

個人的な病状を述べて大変失礼ですが、人間誰しも歳を経て何らかの病に進むことの一事例として事情お汲み取り願えれば誠に幸甚であります。読者の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。



認定計画に基づき取得した

機械装置に係る固定資産税の特例

P2

本年の通常国会で成立した中小企業等経営強化法について、施行期日が平成28年7月1日に定められたことに伴い、施行日以降に中小企業者が認定計画に基づき新たに取得する一定の機械装置について、3年間、固定資産税が軽減される措置が適用となります。固定資産税に関する設備投資減税は初めての試みであり、課税所得のない法人においてもメリットがあるため注目の制度となっています。

1.制度の概要

経営力向上計画（※1）が認定された中小企業者は、施行日から平成31年3月31日までに、認定計画に基づき取得した一定の機械装置について、その翌年度から3年分に限り、当該機械装置にかかる固定資産税を1/2に軽減することができます。

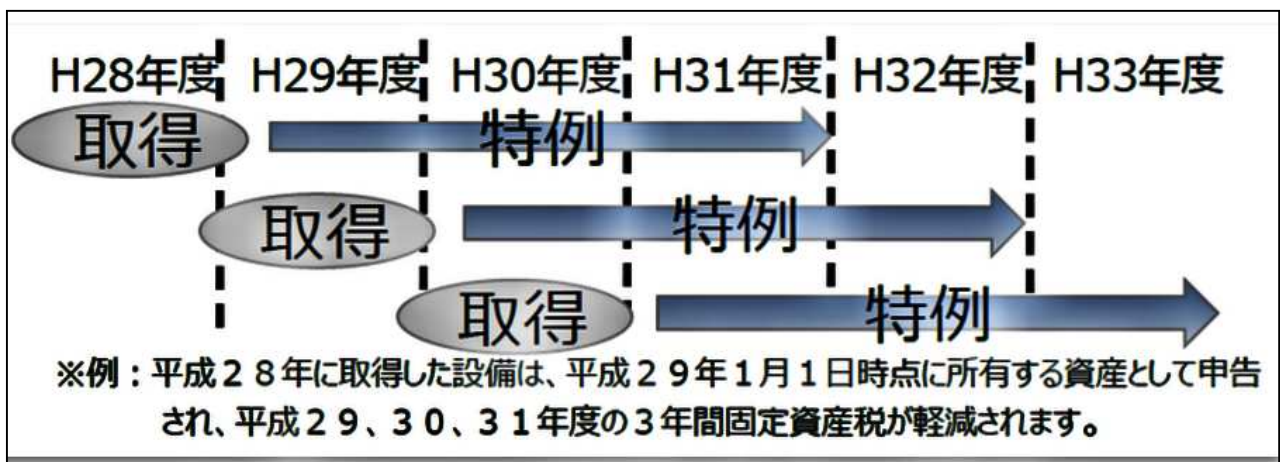
※1.固定資産税の軽減のため、計画申請を受ける際には、「工業会等による証明書」が必要となります。

2.特例の対象となる機械装置

- (1) 販売開始から10年以内のもの
- (2) 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの（※2）
- (3) 160万円以上の機械装置であること

※2.生産性向上設備投資促進税制のA類型とは異なり、最新モデル要件はありません。

そのため、導入しようとしているモデルの1世代前のモデルから生産性年平均が1%以上向上している場合は、すべて固定資産税の軽減措置の対象となります。



※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



(前ページより続く)

3.留意点

(1) 機械装置の購入後、年末までに経営力向上計画の認定が受けられない場合、減税の期間が2年となります。

(2) 機械装置を取得した後に経営力向上計画を提出する場合は、取得日から60日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。(郵送の場合は消印日が受付日となります。)

※生産性の向上要件を証する工業会等が発行する証明書は申請から発行まで数日から2ヵ月程度かかり、主務大臣に申請する計画の認定に当たっては、受理から認定までは最大30日程度を要します。



「改正確定拠出年金法」改正案の概要

確定拠出年金法等の改正案が平成28年5月24日に成立しました。

確定拠出年金には、会社単位で加入する「企業型」と個人で加入する「個人型」がありますが、改正により「個人型」の加入対象が大幅に広がりました。

具体的には、今まで加入できなかった公務員、専業主婦などすべての現役世代が、来年1月から加入できることとなります。

下記にあるように、非常に税制メリットの高い制度で、特に所得の高い方にとっては有効ですので、是非ご検討下さい。

[確定拠出年金加入のメリット]

- ① 掛金は全額所得控除となり、所得税・住民税が軽減されます。
- ② 掛金の運用益(利息や売却益)は非課税です。
- ③ 受取時には退職所得控除または公的年金控除が利用できます。

[確定拠出年金加入のデメリット]

- ① 毎月、手数料が発生します。(数百円程度)
- ② 60歳までは解約できません。
- ③ 掛金の運用先を自己で選択するため、選択した商品によっては元本割れのリスクがあります。(元本確保型商品もあります。)



当事務所でもお取り扱いさせていただいておりますので、ご興味のある方は監査担当者までご連絡下さい。

(記事担当：小山)

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX